平成２４年（フ）第１３８７号
東京都東村山市萩山町３丁目17番地萩山町３丁目アパート３―302
債務者　山下智恵美（旧姓比嘉）
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９６４号
大阪府東大阪市御厨栄町３丁目４番18号　メゾンドール水野203号
債務者　北野洋子こと　宋　　信子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９６６号
大阪府吹田市高野台１丁目５番Ｂ20―107号
債務者　小南　　舞
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７号
大阪市住吉区長居東１丁目１番２号カーサプロムナード603号
債務者　白井　厚毅
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９１号
長崎県東彼杵郡波佐見町永尾郷233番地、旧住所長崎県東彼杵郡波佐見町宿郷684番地
債務者　上村　　晃
1　決定年月日時　平成24年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９４号
長崎県佐世保市大和町1011番地３　スカイハイツ202号室、旧住所長崎県佐世保市卸本町39番５号　コーポ藤Ｂ号室
債務者　浦吉　裕太
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１９５号
長崎県佐世保市大和町1011番地３　スカイハイツ202号室、旧住所長崎県佐世保市卸本町39番５号　コーポ藤Ｂ号室
債務者　浦吉のぞみ（旧姓倉富）
1　決定年月日時　平成24年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月８日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第６３２号
岡山県加賀郡吉備中央町西482番地１
債務者　難波　輝代
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月27日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２７４６号
横浜市緑区東本郷１丁目２番31号　鴨居荘５号
債務者　五味川　塁
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４１７号
東京都武蔵村山市三ツ木２丁目17番地の２加園マンション102号
債務者　小林　和久
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２７０号
沖縄県中頭郡読谷村字楚辺1608番地５
債務者　當眞　寛人
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２７７号
沖縄県沖縄市東２丁目15番２号　国吉マンション203号
債務者　西岡　晃枝
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月13日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第１３３５号
東京都町田市金井５丁目32番12号エクレール森の丘101
債務者　堀口エリ子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３６３号
東京都昭島市東町１丁目15番３―513号
債務者　増田　俊次
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５９０号
静岡県浜松市西区伊左地町7999番地の６
債務者　池谷塗装こと　池谷　龍二
1　決定年月日時　平成25年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係